

大和市教育委員会告示第3号

大和市教育行政協力員制度実施要綱を次のように定める。

令和2年2月18日

大和市教育委員会

教育長 柿本 隆夫

大和市教育行政協力員制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の協力を得て市教育行政の民主的かつ効率的な運営を図るため、教育行政協力員制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教育行政協力員)

第2条 教育行政協力員は、大和市教育委員会が依頼する市教育行政に係る各種事項に協力するものとする。

2 教育行政協力員の種類、目的及び主な協力事項は別表のとおりとする。

(身分)

第3条 教育行政協力員は、地方公務員としての身分を有しない。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、教育行政協力員について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(大和市青少年相談室規程の廃止)

2 大和市青少年相談室規程(昭和44年大和市教育委員会告示第7号)は、廃止する。

(準備行為)

3 教育行政協力員の募集その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行の日前に行うことができる。

別表（第2条関係）

名称	目的及び主な協力事項
(1) 外国人児童生徒教育相談員	外国に繋がりを持つ児童生徒への日本語指導、教科指導等を支援するため、学校訪問及び家庭訪問における教員の指導等について協力するとともに、必要な相談に応じる。
(2) 青少年相談員	青少年の健全育成及び非行防止を図るため、青少年街頭指導員と連携して街頭補導及び継続補導を行う。
(3) 青少年指導員	青少年の健全育成を図るため、地域における青少年の自発的活動と育成組織活動を推進する。